

高齢者福祉計画・第10期介護保険事業支援計画・認知症施策推進計画

次期「いわていきいきプラン」の策定について



岩手県保健福祉部長寿社会課

計画策定の趣旨

本県では、高齢者の総合的な保健福祉施策の基本的な方針や施策の方向性を明確にし、市町村が行う介護保険事業の円滑な実施を支援するため、県高齢者福祉計画、県介護保険事業支援計画及び県認知症施策推進計画を「いわていきいきプラン」として策定してきたところ。

県介護保険事業支援計画については、介護保険法の規定により、3年を1期として策定することとされており、令和8年度中に令和9年度から令和11年度までを計画期間とする第10期計画の策定に向け、所要の検討を行う必要がある。

併せて、県高齢者福祉計画（老人福祉法による老人福祉計画）、県認知症施策推進計画（認知症基本法による認知症施策推進計画）についても内容を見直し、新プランを策定するものである。

いわていきいきプラン

高齢者福祉計画

- 老人福祉法第20条の9
- 介護保険以外も含む全ての高齢者を対象とした計画

介護保険事業支援計画

- 介護保険法第118条
- 「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（大臣告示）に即して定めるもの

認知症施策推進計画

- 認知症基本法第12条
- 認知症施策の総合的かつ計画的を図るための計画

計画策定スケジュール

